

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年2月17日	令和8年3月3日	<p>城東区の不存在による非公開決定(令和8年2月12日付大城総第363号)の不存在理由には次の記載があります。</p> <p>市民の声については、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っており、公職者からの市民の声の対応については市民の声としては取り扱わず、情報提供として処理している。</p> <p>一方、政策企画室の不存在による非公開決定(令和7年12月23日付大政第e-86号)の不存在理由には次のとおり記載されていました。</p> <p>公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っておらず、所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており</p> <p>1. 城東区の不存在理由にある「公職者からの市民の声の対応については市民の声としては取り扱わず、情報提供として処理している」との記載は、政策企画室の不存在理由にある「『公職者』という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っておらず」との記載と明らかに矛盾していますが、城東区が不存在理由にこのように記載した根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>2. 政策企画室の不存在理由によれば「所管部署で個々の申出内容を考慮して対応して」いるということですが、この間城東区が受け付けた案件について、どのように「個々の申出内容を考慮して対応して」いるかが分かる文書を公開してください。(この請求は城東区役所を対象とします。)</p> <p>対象は以下の番号のものです。 25-08135、25-03061、25-03062、25-03370、25-03375、25-03666、25-03696、25-03754、25-03972、25-04128、25-04212、25-04693、25-04695、25-04696、25-05446、25-05448、25-05535、25-05802、25-05803、25-05804、25-06549、25-06572、25-06595、25-06613、25-06619、25-06922、25-07108、25-07140、25-07141、25-07156、25-07604、25-07605、25-07806、25-07807、25-07808、25-08067、25-08071、25-08072、25-08073、25-08102、25-08106、25-08107、25-08128、25-08133、25-08137、25-08138、25-08143、25-08144、25-08146、25-08148、25-08149、25-08151、25-08152、25-08154、25-08165、25-08166、25-08176、25-08177、25-08519、25-09544、25-09545、25-09546、25-10130、25-10131、25-10132</p> <p>3. 政策企画室の不存在理由には「所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており」とあります。請求2.で挙げている市民の声について受付部署たる城東区から伝達(情報提供)を受けた各所属がどのように「個々の申出内容を考慮して対応し」たのが分かる文書を公開してください。</p>	部分公開		中央区役所	魅力推進課 (区政企画グループ)
令和8年2月27日	令和8年3月12日	<p>民事訴訟法第73条第1項(行政事件訴訟法第7条においてその例によることとされる場合を含む。)の申立てに係る事件(大阪市又はその機関が当事者となったものに限り、上訴があった場合における上訴審に係る事件を含む。)に係る次の書面</p> <p>1 申立書 2 意見書その他の当事者の主張が記載された書面 3 決定書</p>	不存在		中央区役所	総務課 (総務グループ)